

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（機構からの通知方法等）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p><u>2 前項第 1 号に掲げる通知のうち、同項の細則で定める電磁的方法により通知を行う場合には、この規則及び細則に別段の定めがある場合を除き、その通知した日に相手方に到達したものととして取り扱う。</u></p> <p>（口座の廃止）</p> <p>第 22 条 外国株券等機構加入者は、細則で定めるところにより、機構に対し、外国株券等機構加入者の口座の廃止を申請することができる。</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>（機構からの通知方法等）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p><u>2 機構は、外国株券等機構加入者すべてに同一の内容を通知する場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による提供に代えて、その通知する情報を細則で定める電磁的方法又は書面により外国株券等機構加入者に対して行うものとする。</u></p> <p>（口座の廃止）</p> <p>第 22 条 外国株券等機構加入者は、細則で定めるところにより、機構に対し、外国株券等機構加入者の口座の廃止を申請することができる。<u>ただし、当該外国株券等機構加入者が株式等業務規程第 21 条第 1 項の規定により機構加入者口座の廃止を申請した場合には、本規定に基づく口座の廃止を申請したものとみなす。</u></p> <p>2～7 （略）</p>

2 附則

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

以 上

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

1 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（電磁的方法による提供方法）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p>2 前項に掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表 1 のデータの種別の区分に応じ、同表に定めるところによるものとする。</p> <p>（障害発生時の取扱い）</p> <p>第 3 条 機構は、前条第 1 項各号に掲げる方法の全部又は一部の障害により情報の授受ができない状況にあり又は困難な状況にあると認める場合には、<u>機構があらかじめ定める様式の電磁的媒体の入出力又はファクシミリ若しくは書面により情報の授受を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（削る）</p>	<p>（電磁的方法による提供方法）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 <u>規則第 8 条第 2 項に規定する細則で定めるものは、株式会社東京証券取引所が運用する Target システムのうち、外国株券等機構加入者が電磁的方法によりアクセスすることによって通知の受領をするための保振外国株サイトと称するもの（以下「Target 保振外国株サイト」という。）を通じて通知をする方法をいう。</u></p> <p>3 前 2 項に掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表 1 のデータの種別の区分に応じ、同表に定めるところによるものとする。</p> <p>（障害発生時の取扱い）</p> <p>第 3 条 機構は、前条に規定する方法による情報の授受ができない状況にあり又は困難な状況にあると認める場合には、<u>次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。</u></p> <p>（1）前条第 1 項各号に掲げる方法の全部又は一部の障害 機構が</p>

<p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>2 (略)</p> <p>(外国株券等機構加入者の口座の開設申請の手続)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>あらかじめ定める様式の磁気テープ若しくはフロッピーディスクによる入出力又はファクシミリ若しくは書面による通知</u></p> <p><u>(2)前条第2項に規定する方法の障害 ファクシミリ又は書面による通知</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(外国株券等機構加入者の口座の開設申請の手続)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5)所定のTarget 保振外国株サイトの利用申込書(すでにTarget 保振外国株サイトを利用している場合を除く。)</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(別表1)

(下線部変更)

新	旧																																				
<p>5 Target 保振サイト接続</p> <p>(1) 入力</p> <p>① 外国株券等機構加入者からの入力</p> <table border="1" data-bbox="264 472 1072 584"><thead><tr><th>データの種別</th><th>データ授受の時間</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>外国株券等振替口座簿記録事項証明書交付請求その他</td><td>時間指定なし</td><td>—</td></tr></tbody></table> <p>② 株式事務取扱機関からの入力</p> <table border="1" data-bbox="264 679 1072 778"><thead><tr><th>データの種別</th><th>データ授受の時間</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>居住国リストその他</td><td>時間指定なし</td><td>二</td></tr></tbody></table> <p>(2) 出力</p> <p>① 外国株券等機構加入者への出力</p> <table border="1" data-bbox="264 924 1072 1002"><thead><tr><th>データの種別</th><th>データ授受の時間</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>外国株券等機構加入者通知その他</td><td>時間指定なし</td><td>—</td></tr></tbody></table> <p>② 株式事務取扱機関への出力</p> <table border="1" data-bbox="264 1098 1072 1176"><thead><tr><th>データの種別</th><th>データ授受の時間</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>源泉税率区分情報その他</td><td>時間指定なし</td><td>二</td></tr></tbody></table> <p>(削る)</p>	データの種別	データ授受の時間	備考	外国株券等振替口座簿記録事項証明書交付請求その他	時間指定なし	—	データの種別	データ授受の時間	備考	居住国リストその他	時間指定なし	二	データの種別	データ授受の時間	備考	外国株券等機構加入者通知その他	時間指定なし	—	データの種別	データ授受の時間	備考	源泉税率区分情報その他	時間指定なし	二	<p>5 Target 保振サイト接続</p> <p>(1) 入力</p> <p>○ 外国株券等機構加入者からの入力</p> <table border="1" data-bbox="1153 472 1962 550"><thead><tr><th>データの種別</th><th>データ授受の時間</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>外国株券等振替口座簿記録事項証明書交付請求</td><td>時間指定なし</td><td>—</td></tr></tbody></table> <p>(新設)</p> <p>(2) 出力</p> <p>○ 外国株券等機構加入者への出力</p> <table border="1" data-bbox="1153 935 1962 1013"><thead><tr><th>データの種別</th><th>データ授受の時間</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>外国株券等振替口座簿記録事項証明書交付</td><td>時間指定なし</td><td>—</td></tr></tbody></table> <p>(新設)</p> <p>6 Target 保振外国株サイト接続</p> <p>(1) 入力</p> <p>なし</p>	データの種別	データ授受の時間	備考	外国株券等振替口座簿記録事項証明書交付請求	時間指定なし	—	データの種別	データ授受の時間	備考	外国株券等振替口座簿記録事項証明書交付	時間指定なし	—
データの種別	データ授受の時間	備考																																			
外国株券等振替口座簿記録事項証明書交付請求その他	時間指定なし	—																																			
データの種別	データ授受の時間	備考																																			
居住国リストその他	時間指定なし	二																																			
データの種別	データ授受の時間	備考																																			
外国株券等機構加入者通知その他	時間指定なし	—																																			
データの種別	データ授受の時間	備考																																			
源泉税率区分情報その他	時間指定なし	二																																			
データの種別	データ授受の時間	備考																																			
外国株券等振替口座簿記録事項証明書交付請求	時間指定なし	—																																			
データの種別	データ授受の時間	備考																																			
外国株券等振替口座簿記録事項証明書交付	時間指定なし	—																																			

	(2) 出力		
	○ 外国株券等機構加入者への出力		
	データの種別	データ授受の時間	備考
	外国株券等機構加入者通知その他	時間指定なし	二

2 附則

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

以 上

外国株券等保管振替決済制度に係るシステムの利用に関する細則の一部改正について

1 外国株券等保管振替決済制度に係るシステムの利用に関する細則（平成 22 年 6 月 24 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この細則は、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）第 82 条の規定に基づき、外国株券等機構加入者及び株式事務取扱機関（以下「利用者」という。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う外国株券等保管振替決済業務に係る利用者の業務の処理に、機構の外国株券等保管振替決済制度に係るシステム（以下「機構システム」という。）を利用することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>（用語）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6）T a r g e t 保振サイト接続 株式会社東京証券取引所が運用する T a r g e t システムのうち利用者が電磁的方法によりアクセスすることによって通知等の受領、通知等の発出その他の機構が提供する機能を利用するための保振サイトと称するもの（以下「T a r g e t 保振サイト」という。）を通じて通知等をする方法をいう。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この細則は、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）第 82 条の規定に基づき、外国株券等機構加入者（以下「利用者」という。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う外国株券等保管振替決済業務に係る利用者の業務の処理に、機構の外国株券等保管振替決済制度に係るシステム（以下「機構システム」という。）を利用することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>（用語）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（新設）</p>

(利用者の機構システムの利用)

第3条 (略)

2 利用者は、業務の処理を前項第1号から第3号までに掲げる方法により行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。この場合において、当該届出書の提出は、T a r g e t保振サイト接続又は機構が認める方法により行うものとする。

3 利用者は、業務の処理を第1項第4号に掲げる方法により行う場合において、機構が認めるときは、電磁的媒体に記録されたデータの通知又は提出を、T a r g e t保振サイト接続により行うことができる。

4 利用者は、障害等により前2項に規定する通知又は提出のうちT a r g e t保振サイト接続によるもの（以下「T a r g e tによる通知提出事務」という。）ができない状況又は困難な状況にあると機構が認める場合には、機構との間のデータ授受は、電磁的媒体、ファクシミリ又は書面により行うものとする。

5 (略)

(W e b接続)

第4条 W e b接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(削る)

(回線接続)

第7条 ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続（以下「ファイル伝送等」という。）に係る通信回線の接続（以下「回線接続」という。）のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者

(利用者の機構システムの利用)

第3条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(W e b接続)

第4条 利用者は、業務の処理をW e b接続により行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。

2 W e b接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(回線接続)

第7条 利用者は、利用者システムと機構システムとの間につき、ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続（以下「ファイル伝送等」という。）に係る通信回線の接続（以下「回線接続」という。）を行う

が行うものとする。

(削る)

(利用者の機構システムの利用に係る業務の処理の委託等)

第 14 条 利用者は、機構が認める場合には、機構システムの利用に係る業務の処理、T a r g e t による通知提出事務及び T a r g e t 保振サイトを利用した業務の処理について、機構が認める範囲に限り、他の者に委託できるものとする。

2 前項の規定により、利用者から T a r g e t 保振サイトを利用した業務の処理を受託した者は、所定の届出書を機構に提出するものとする。

3 第 1 項の規定により利用者から機構システムの利用に係る業務の処理を受託した者（以下「計算会社等」という。）のコンピュータ・システムと機構システムとの間で授受したデータは、機構システムの利用に係る業務の処理を計算会社等に委託した利用者（以下「委託元利用者」という。）の利用者システムと機構システムとの間で授受したものとして取り扱うものとする。

4 計算会社等と機構との間で授受した届出書は、委託元利用者と機構との間で授受したものとして取り扱うものとする。

5 (略)

6 委託元利用者は、第 5 条、第 6 条、第 8 条から第 10 条まで、第 12 条並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。

7 (略)

場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。

2 回線接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(利用者の機構システムの利用に係る業務の処理の委託等)

第 14 条 利用者は、機構が認める場合には、機構システムの利用に係る業務の処理を他の者に委託できるものとする。

(新設)

2 前項の規定により利用者から機構システムの利用に係る業務の処理を受託した者（以下「計算会社等」という。）のコンピュータ・システムと機構システムとの間で授受したデータは、機構システムの利用に係る業務の処理を計算会社等に委託した利用者（以下「委託元利用者」という。）の利用者システムと機構システムとの間で授受したものとして取り扱うものとする。

3 計算会社等と機構との間で授受した書面は、委託元利用者と機構との間で授受したものとして取り扱うものとする。

4 (略)

5 委託元利用者は、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、前条第 1 項及び第 2 項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。

6 (略)

2 附則

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

以 上